

空き家に関する支援制度一覧

市町村名: 嬭恋村

※チラシ等送付頂ける場合は、郵送にてお願いいたします。

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合は)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
放置別荘解体費補助金	助成	嬭恋村放置別荘解体費補助金	別荘地等の良好な環境や景観を維持するため、放置されている老朽化した建築物を解体又は撤去した場合補助が受けられます。	放置別荘の解体又は撤去した場合	1㎡当たり5,000円 150,000円を限度額			工事着工前		観光商工課	0279-82-1293	https://www.vill.tsumagoi.gunma.jp/mura/shoukou/2016-2015-1900-26.html	
空き家の活用支援事業	助成	お試し滞在補助金	嬭恋村内への移住を目的として住居(空き家等)および仕事を探し、または暮らしを体験する等の活動を行うため滞在する方々に対し、滞在費の一部を補助します。	・群馬県外にお住まいの方 ・嬭恋村内の宿泊施設に宿泊する方 ・滞在中に移住相談を実施する方 ・転勤・婚姻等による転入予定者でない方 ・親族が嬭恋村内に住所を有していない方(2親等以内)	1人当り上限4,000円(基本宿泊料金の1/2以内) ・中学生以上4,000円 ・小学生以下2,000円			随時	予算の範囲	交流推進課	0279-82-5191	https://www.vill.tsumagoi.gunma.jp/www/contents/100000000521/index.html	・1世帯当り同一年度内の利用は3回以内 ・初回の申請の日から起算して2年間を限度